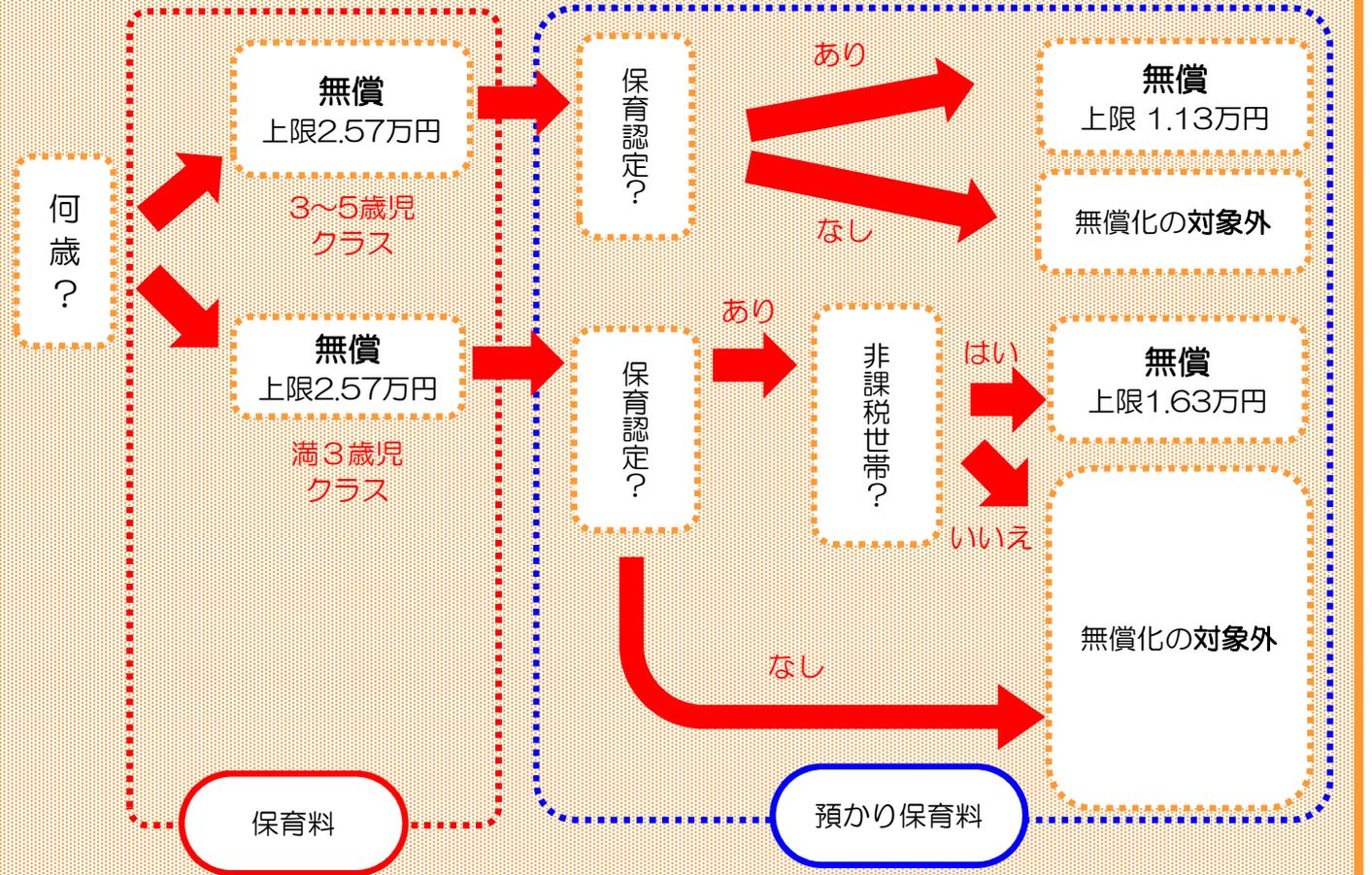


幼稚園等の 保育料が無償化されます

無償化の対象

すべての子どもの保育料・入園料（上限あり）
預かり保育料（条件あり / 利用料上限あり）



無償化対象外となる経費

給食材料費・行事費・その他施設で実費徴収している経費

給食材料費について

主食費（ごはん代）、副食費（おかず、おやつ代等）については、在宅で子育てをする場合も生じる費用であることから、10月1日の無償化スタート後も、これまでどおり給食材料費は保護者にご負担をいただくこととなります。

ただし、保護者の負担減免を図るため、以下の方については副食費を助成いたします。

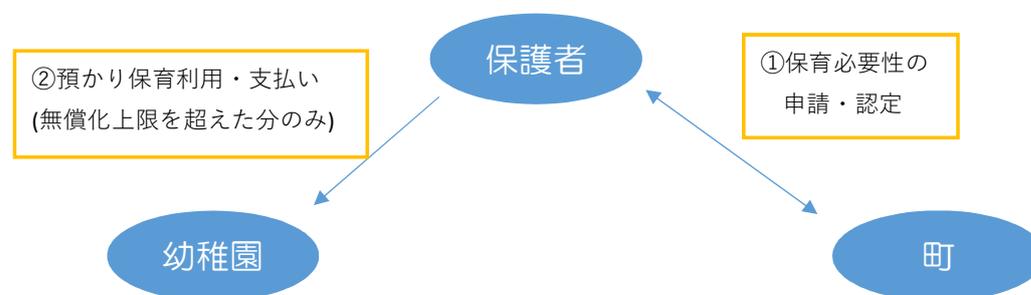
- ① 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ② 小学校3年生までの子どもからカウントして第3子目の子ども

預かり保育料の無償化について

無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。子ども子育て支援制度における巨理町の「保育の必要性」とは、保護者が以下の要件のうち、いずれかを満たしている状態をいいます。

- ①1か月あたり、64時間以上の労働
- ②妊娠・出産（産前8週・産後8週）
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧（自己の家屋や生業等の復旧）
- ⑥求職活動（2か月間のみ有効）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあるもの
- ⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類するものとして町長が認める状態にあるもの

※イメージ図



預かり保育料の無償化額計算方法について

預かり保育料の支給額は「**実際支払った金額**」と「**450円×利用日数**」を比べて、少ない方となります。

例) 1日600円の預かり保育を10日間使った場合

・ 600円×10日=6,000円

・ 450円×10日=4,500円

この場合、4,500円が無償化分となります。

無償化に係る手続きについて

入園手続きの際に幼稚園から配布される書類を記入の上、必要書類を添付して幼稚園に提出してください。

ご不明な点がございましたら、子ども未来課子育て支援班（0223-34-1225）までお問い合わせください。